

山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業に係るQ & A

No	質問	回答
1	「店舗等」とは何を表しますか。	対面により商品やサービスを提供する等の直接的に商業的な活動を行う飲食店、小売店又は商業施設の建築物のことを指します。
2	補助対象者が市外事業者でも補助対象者になりますか。	市内の店舗等に市産材を使用して新築、増築、改築又は修繕を行う場合には、対象となります。ただし、施工業者が市内に事業所又は営業所を有する工務店等であることが必要になります。
3	家具の入れ替えは「改修」に該当しますか。	家具や木製品の購入は改修に該当しません。
4	補助対象店舗とはどのようなものですか。	対面により商品やサービスを提供する等の直接的に商業的な活動を行う飲食店、小売店又は商業施設です。ただし、バー、クラブ、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗店などは補助対象としません。
5	「原則として店舗等の利用者が限定されていないこと。」とは具体的にどのようなことですか。	特定の個人や法人のみの利用を想定した店舗等でないことをいいます。
6	銀行、郵便局、不動産、保険等のサービス業において、直接顧客と対面して商売を行っている窓口機能と事務所機能を併設している店舗は補助対象となりますか。	直接顧客と対面することにより商売を行っているものであれば補助対象とします。ただし、利用者が出入りできない箇所は補助対象としません。
7	補助対象事業の要件に「天井、床、壁、窓枠等店舗等の室内の目立つ部分に市産材が使用されていること。」とありますが、具体的にはどのようなことですか。	店舗等を利用する者が出入りできる区画において市産材が使用されていること、店内の利用者が市産材を視認できる店舗デザインであること等をいいます。
8	消費税相当額は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に、消費税相当額は含まないものとします。
9	補助対象経費に運搬費や工事費は含まれますか。	補助対象経費は内装木質化に使用する市産材の材料費のみになるので、運搬費や工事費は含まれません。
10	交付申請時に提出する見積書は、工事全体の見積書で構いませんか。	補助対象経費（市産材の材料費）として申請する金額のみの見積書を提出してください。
11	複合フローリング（基材は市産材、表面材はシート又は市産材以外）の使用に係る工事費は補助対象経費となりますか。	竣工後に市産材を視認できない箇所への木材使用に係る費用は補助対象経費としません。
12	複合フローリング（基材は市産材以外、表面材は市産材）の使用に係る工事費は補助対象経費となりますか。	表面材に市産材を使用しているならば、当該製品の使用に係る費用は補助対象経費とします。
13	山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業計画書、実績書の「主な業種」には何を記載すればいいですか。	主な業種には服小売店、寿司屋、ホテル、フィットネスクラブなど具体的に記入ください。

山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業に係るQ&A

14	補助金の交付申請はいつすればよいですか。	市産材を使った内装木質化の工事着工前に申請してください。
15	申請時から工事内容が変更となり、補助対象経費や木材使用方法等に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。	補助対象経費、木材の使用方法に変更が生じた場合は速やかに連絡してください。なお、補助対象経費や木材使用方法等に大幅な変更が生じた場合は変更申請の手続きが必要です。変更申請の手続きを行わずに完了報告時にその事実が明らかになった場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
16	工事はいつまでに完了すればよいですか。	交付申請をした当該年度の3月末日までに完了報告書を提出してください。期日を過ぎた場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。